

関係者各位

地方独立行政法人青森県産業技術センター
理事長 坂田 裕治

条件付き一般競争入札実施公表

下記の工事について、条件付一般競争入札（地域限定型（JV））により契約を締結しますので、地方独立行政法人青森県産業技術センター契約事務細則第6条の規定により公表します。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 青産り研（工）第1号
- (2) 工事名 地方独立行政法人青森県産業技術センターりんご研究所改築工事
- (3) 工事場所 黒石市大字牡丹平字福民地内
- (4) 工種 建築一式工事
- (5) 工期 契約締結の日から令和9年5月31日まで
- (6) 工事概要 ①研究所棟新築1棟
(PCa+鉄骨造・地上2階建、延べ面積 4,379.05 m²)
②貯蔵施設棟新築1棟
(鉄骨造・地上1階建、延べ面積 605.35 m²)
③外構工事一式
- (7) 予定価格 非公表

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次の各号に該当することについて、あらかじめ、3に定めるところにより審査を受けた者であること。

- (1) 地方独立行政法人青森県産業技術センター契約事務細則（以下、「契約事務細則」という。）第2条第1項に規定するものに該当しないものであること。
- (2) 青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成2年3月青森県規則第18号。以下「参加資格規則」という。）第5条第1項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された者又は同条第4項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定したものとみなされた者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は、再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）で

ないこと。

- (4) 中南地域（弘前市、黒石市、平川市、中津軽郡、南津軽郡）、西北地域（五所川原市、つがる市、西津軽郡、北津軽郡）に本店を有していること。
- (5) 参加資格規則第6条第1項の規定により、建築一式工事で特A級に決定されていること。
- (6) 建築一式工事の建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営事項審査の直近年度の総合評定値が900点以上であること。
- (7) (4)～(6)に該当する者による3者JV方式とすること。
- (8) 労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）及び社会保険（健康保険及び厚生年金保険又は船員保険をいう。）に加入し、かつ、保険料の滞納がないこと。
- (9) 青森県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (10) 建設業法第26条に規定する専任の主任技術者または監理技術者を設置することができること。ただし、主任技術者にあつては、1級相当の国家資格等を有するものに限る。
- (11) 条件付き一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、青森県建設業者等指名停止要領（平成2年6月28日付け青監第633号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を受けていないこと。
- (12) 参加資格規則第5条第1項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がないこと。
- (13) 警察当局から、理事長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 資格の審査

入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、あらかじめ、2に定める資格を有することについて、次に従い、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

- (1) 提出期限 令和7年10月30日（持参に限る。）
- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出場所 青森県黒石市大字牡丹平福民24
地方独立行政法人青森県産業技術センター
りんご研究所 庶務担当

(4) その他

- ア 申請書の内容について、別途意見を聴取することがあります。
- イ 資格の審査結果については、申請者に対して、別に通知する。
- ウ 2に定める資格を認められなかった者は、イの通知を受けた日の翌日から3日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に、書面をもって、その理由の説明を求めることができる。
- エ 提出した申請書の差し替えは、原則として認めない。

4 入札説明書の交付及び設計図書の縦覧

(1) 入札説明書の交付

- ア 期間 令和7年10月20日から令和7年11月27日まで
(日曜日、土曜日及び休日を除く。)

イ 場 所 青森県黒石市大字牡丹平字福民24
地方独立行政法人青森県産業技術センター
りんご研究所 庶務担当

ウ 交付の方法 入札説明書の交付を希望する者は、アの期間内にりんご研究所庶務担当に直接申し込むこと。

(2) 設計図書の縦覧

ア 期 間 令和7年10月20日から令和7年11月27日まで
(日曜日、土曜日及び休日を除く。)

イ 場 所 青森県黒石市大字牡丹平字福民24
地方独立行政法人青森県産業技術センター
りんご研究所 庶務担当

ウ 貸与等 入札参加希望者は、設計図書の貸与を受けることができる。
なお、その場合、電子ファイル入りDVDを交付する。

(3) その他

入札説明書及び設計図書に対して質問がある場合は、令和7年11月21日までに書面により、りんご研究所庶務担当に提出すること。

5 現場説明 行わない。

6 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年11月28日 午前11時

イ 場所 青森県産業技術センターりんご研究所 1階 会議室

7 入札執行回数

原則として3回を限度とする。

8 最低制限価格 有 (事前非公表)

9 保証金

(1) 入札保証金 免除する。(契約事務細則第11条第1項第2号)

(2) 契約保証金 契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

(契約事務細則第34条)

ア 保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 契約者から委託を受けた保険会社等と工事履行保証契約を締結したとき。

10 契約の締結

落札の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合、指名停止要領に基づく青森県知事の指名停

止の措置を受けている場合又は指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実があった場合には、当該請負契約を締結しない。

11 落札の決定の方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みした者を落札者に決定する。

ただし、当該価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又は当該者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込をした他の者のうち、最低の価格を持って申し込みした者を落札者とすることがある。

8に掲げる最低制限価格を下回る申込は失格とし、以後の入札には参加させない。

12 入札条件

(1) 青森県財務規則に定める入札者心得書を遵守すること。

(2) 入札参加者は、入札金額の内訳を明らかにした工事費内訳書（設計図書（建築・営繕工事等）にあっては、数量公開における種目別内訳書及び科目別内訳書）に規定する工事内容の数量及び金額を示したものをいう。）を提出すること。

13 入札書記載金額等

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の余白に備考として、次のように記載すること。

備考 入札額は、この入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）である。

14 その他

(1) 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

15 担当研究所及び所在地

(1) 名 称 地方独立行政法人青森県産業技術センター りんご研究所

(2) 場 所 青森県黒石市大字牡丹平字福民24
(電話：0172-52-2331)